

いじめ防止基本方針

北海道池田高等学校

1 いじめ防止の基本方針

校訓「創造・実践」のもと、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを防ぎ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止・いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「本校生徒に対して、当該生徒以外の本校生徒等、一定の人的関係による生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止のための基本理念

本校すべての生徒、教職員、保護者が「いじめは、どの学校・どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」の認識に立ち、いじめ防止のため、次の4つの基本理念と4つのルールを定める。

<4つの基本理念>

- ア いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校づくり」を行う。
- イ いじめを受けた生徒の立場に立ち、生徒を守る。
- ウ いじめを行う生徒に対し、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- エ 保護者との信頼関係づくりに努めると共に、地域・関係機関との連携協力を進める。

<4つのルール>

- ア 私たちは他の人をいじめません。
- イ 私たちはいじめられている人を助けます。
- ウ 私たちは、仲間外れにされている人を仲間に入れます。
- エ 私たちは、もし誰かがいじめられているのを見たり知ったりした時は、学校の先生方か、家族の大人に伝えます。

2 いじめ防止の組織と対応

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等の対策を実効的に行うため、管理職、生徒指導部長、年次主任、養護教諭等、複数の教職員による委員会を組織する。また、必要に応じ、心理等に関する専門知識を有する関係者や外部関係機関との連携を図る。

また、いじめが、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒のささいな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するための手立てを講じる。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

学校教育活動全体を通じ、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うために、年間指導計画に基づき、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修等を行う。

(3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集・記録、情報の共有によりいじめの事実確認を行い、いじめの解決に向けた迅速かつ組織的な対応を行い解消をめざす。

3 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を用い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や「掲示板」等に送信する行為や特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をすること。また、「掲示板」等に特定生徒の個人情報に掲載する行為を指し、いずれの場合も犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発活動

例 フィルタリング、保護者の見守り 等

イ 情報教育活動の充実

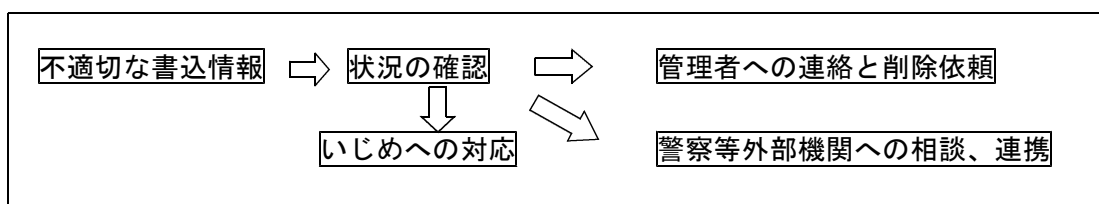
例 教科「情報」での情報モラル教育の充実、携帯マナー講座等講演会、学習会の実施

(3) ネットいじめへの対応

ア ネットいじめの把握

「被害者からの訴え」、「閲覧者からの情報」、「ネットパトロール」等により状況を把握する。

イ 不適切な書き込みへの対応



4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

を指し、アは「身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケース」、イは「年間30日程度の欠席」が想定されるが、いじめを受ける生徒の状況により判断する。

(2) 重大事態への対応

委員会の審議等を基に、校長が重大事態と判断した場合、次のように対処する。

ア 重大事態が発生した旨を、北海道教育委員会十勝教育局（以下、教育局）に報告する。

イ 教育局との協議、指導の上、当該事案に学校全体で組織的に対応する。

ウ 必要に応じ、専門的知識・経験を有する外部専門家（保護司、民生児童委員等）を組織に加え事態の解決にあたる。

エ 法を犯す行為や、暴力行為に対して、警察等の外部機関と連携し事態解決にあたる。

オ 調査結果について、いじめをうけた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。